富山県水墨美術館の指定管理候補予定者の選定結果について

1 指定管理者制度を募集する公の施設

- (1) 名 称 富山県水墨美術館
- (2) 所在地 富山市五福 777 番
- (3) 施設概要 敷地面積 14,547 ㎡ 建物面積 3,456 ㎡
- (4) 主な施設 常設展示室、企画展示室、映像ホール、図書室・情報コーナー 茶室 ほか

2 指定管理者の募集概要

- (1) 指定管理者に実施させる業務概要
 - ①富山県水墨美術館の施設及び設備の維持管理に関する業務
 - ②富山県水墨美術館の観覧料・呈茶料の徴収に関する業務
 - ③その他業務仕様書に記載する業務
- (2) 指定期間 令和8年4月1日~令和11年3月31日(3年間)

3 公募状況

- (1)申請者数 1団体
- (2) 申請者 (公財) 富山県文化振興財団

4 審査結果

令和7年10月21日に開催した富山県水墨美術館指定管理候補者選定委員会において審査した結果、下記のとおり指定管理候補予定者を選定しました。

(1)審査基準

| 審査基準 | 審査の視点 | 配点ウエイト |
|---|---|-----------------------------|
| 1 県民の平等な利用の確保 (条例第4条第1号) | ・県民の平等な利用の確保 | 平等利用が確保 されない場合は 選定しない |
| 2 公の施設の効用の最大限の発揮(条例第4条第2号) | ・施設設置目的の達成 ・サービスの向上及び利用の増加 | 5 0 |
| 3 施設の効率的な管理 (条例第4条第2号) | ・施設に係る経費節減策 | 2 0 |
| 4 公の施設の管理を適正か つ確実に行うための財産的基 礎及び人的構成 (条例第4条第3号) | ・申請者の財政的基礎及び信用力・申請者の人的構成 | 3 0 |
| 合 計 | | 100 |

注) 「条例」: 富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例

(2)審査概要

| 審査項目申請者 | 1 県民の平等 な利用の確 保 | 2 公の施設の効 用の最大限の 発揮 (250 点) | 3 施設の効率的 な管理 (100点) | 4 公の施設の管理を適 正かつ確実に行うた めの財産的基礎及び 人的構成 (150点) | 合計 (500 点中) |
|-------------------|--------------------------|--|------------------------------|--|----------------|
| (公財)富山県 文化振興財団 | 適 | 201 点 | 100 点 | 124 点 | 425 点 |

指定管理候補予定者:(公財)富山県文化振興財団

審査の概要

申請者が1者であったため、審査基準1を満たしたうえで、審査基準(2から4)ごとに配点の6割を合格基準点と設定し、これを上回った場合に、当該申請者を指定管理候補予定者として選定することとした。

- ・審査基準1については、適正と評価された。
- ・審査基準2~4のすべてについて、合格点(6割)を超える得点を得た。
- ・審査基準2については、これまでの管理経験を踏まえた的確な施設維持管理が評価されたほか、庭園の利活用や新規利用者の獲得を図るイベントの開催、SNSによる魅力発信の充実など、施設の利用促進に向けた新たな取組みが評価された。
- ・審査基準3については、経費節減に努めることとしており、指定管理料上限額の範囲内で提案されているため、適正と評価された。

(公財) 富山県文化振興財団 301,392 千円

・審査基準4については、これまで安定的かつ適正に業務を行ってきた実績や、組織体制、職員数、職員構成など安定的な運営が可能な体制を有していることが評価された。

(総評)

これまで県と連携しながら安定的に管理・運営してきた実績やノウハウ、業務遂行能力に加え、富山県水墨美術館の特性を活かした利用促進事業などが総合的に評価された。